

## E U 指令 (抄) [調査室仮訳]

「個人データの取扱い」(以下単に「取扱い」(processing)という。)とは、自動的方法であると否とを問わず、収集(collection)、記録(recording)、系統化(organization)、蓄積(storage)、合目的な加工(adaptation)若しくは変更(alteration)、検索(retrieval)、参照(consultation)、利用(use)、送信による開示(disclosure by transmission)、普及(dissemination)若しくはその他の方法により入手可能な状態に置くこと、配列(alignment)若しくは結合(combination)、利用停止(blocking)、削除(erasure)又は破壊(destruction)その他の個人データに対して実行する全ての操作(operation)又は一連の操作をいう。(第2条(b))

「取得者(recipient)」とは、自然人若しくは法人、当局 (public authority)、機関(agency)その他の組織体で、第三者であると否とを問わず、データを提供される(disclosed)ものをいう。(後段略) (第2条(g))

「本人(data subject)の同意 (consent)」とは、自由意思で示された(freely given)、特定の(specific)、かつ告知に基づく(informed)意思表示(indication of his wishes)であって、それによって本人が自己に関する個人データが取り扱われる(being processed)ことへの応諾(agreement)を意味する(signify)ものをいう。(第2条(h))

個人データの取扱いが正当(legitimate)と認められる場合(第7条)

- (a)本人が明白な形で(unambiguously)で同意を与えている場合
- (b)本人が契約当事者となっている契約を履行(performance)する上で必要である、又は契約締結以前に本人の要請に基づき取り計らう(take steps)ために必要な場合
- (c)取扱者(単独又は共同で個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者。以下同じ。: controller)に課せられた法的義務(legal obligation)を遵守するために必要な場合
- (d)本人の重大な利益(vital interests)を保護するために必要な場合
- (e)公益目的又は取扱者若しくは個人データを提供される第三者が授権された公的権限(official authority)の行使のために執行される職務(task)の履行に必要な場合
- (f) 取扱者又は個人データを提供される第三者(複数の場合を含む。)が追求する、正当な利益(legitimate interests)が認められる、目的の達成に必要な場合。但し、第1条第1項の規定に基づき保護すべき、本人の基本的な権利及び自由に関する利益が当該正当な利益に優先する場合を除く。

本人に提供すべき情報（第 10、11 条）

〔本人からデータを収集する場合〕

取扱者又は代理人(representative)はデータを収集する本人に対し、少なくとも以下に掲げる情報を提供しなければならない。但し、本人が既に当該情報を保有している場合は、この限りでない。

(a)取扱者及びある場合にはその代理人のアイデンティティ

(b)本人から収集するデータの取扱いの目的

(c)その他の情報、例えば

本人から収集するデータの取得者又は取得者の範囲(categories)

取扱者による質問への回答が義務的なもの(obligatory)なのか任意(voluntary)なものなのか。回答しなかった場合に起こり得る帰結(consequences)

本人に関するデータについてアクセスする権利及び訂正する権利があること。

(c)については、データが収集される特定の局面(specific circumstances)を踏まえ、本人について(データの)公正な取扱いを保証する(guarantee)ために必要な場合に限る。

〔本人からデータを収集していない場合〕

取扱者又はその代理人は、個人データの記録に着手する時又は第三者への提供を予定している場合には最初に第三者に提供する時よりも遅くない時点において、少なくとも以下に掲げる情報を提供しなければならない。但し、本人が既に当該情報を保有している場合は、この限りでない。

(a)取扱者及びある場合にはその代理人のアイデンティティ

(b)取扱いの目的

(c)その他の情報、例えば

(本人に)関係するデータ(data concerned)の範囲

取得者又は取得者の範囲

本人に關係するデータについてアクセスする権利及び訂正する権利があること。

(c)については、データが取扱われる特定の局面を踏まえ、本人について(データの)公正な取扱いを保証するために必要な場合に限る。

〔全ての本人が取扱者から以下の事項を得るべき〕アクセス権（第 12 条）

- (a)合理的な間隔で制約なく、かつ、過度の遅滞や費用を伴うことなく、  
本人に関するデータが取扱われているか否かの確認(confirmation)並びに少くとも取扱いの目的、(本人に)関係するデータの種類(categories)及び当該データが提供される対象となる(データの)取得者又は取得者の範囲についての情報  
取扱われているデータ及び当該データの出所(source)についての何らかの有用な(available)情報についての、わかりやすい様式(intelligible form)での本人に対する伝達(communication)  
(略)
- (b)本指令の規定を遵守していないで取扱われているデータの訂正、削除又は利用停止(blocking)のいずれか適切な措置。特に、当該データが不備(incomplete)又は不正確な(inaccurate)であるとの理由による場合。
- (c)当該データを既に提供した相手方である第三者に対して、(b)の規定に基づき実施した訂正、削除又は利用停止について通知すること(notification)。但し、当該通知が不可能であると証明された(prove impossible)場合又は不相応な事務負担(disproportionate effort)を必要とする場合は、この限りでない。

本人の異議申立権(第 14 条)

- (a)少なくとも第 7 条(e)及び(f)に規定されている場合においては、国内法で別段の定めがある場合を除き、本人に特有の置かれた状況に関して抗しがたい正当な理由により(on compelling legitimate grounds)、本人に関するデータの取扱いに対して、いつでも異議申立てをする(object)ことができる。正当な異議申立て(justified objection)があった場合には、取扱者は当該データについてはその取扱いを続行してはならない。
- (b)取扱者がダイレクトマーケティングの目的で取扱うことを予定している、本人に関する個人データの当該取扱いに対し、無料で本人が申込むことにより(on request)、異議申立てをすることができる。又は、第三者に初めて個人データが提供され、若しくは第三者に代わって(on their behalf)ダイレクトマーケティング目的で使用する以前に、取扱者は本人にその旨を告知し、当該第三者への提供若しくは使用に対し、無料で異議申立てする権利があることを明示(to be expressly offered the right)しなければならない。

加盟国は、(b)の前段に規定する権利があることを本人が確実に認識できるようにするための所要の措置を講じなければならない。